

決定書

異議申出人 桂 秀光

上記異議申出人が令和4年11月10日付けで提起した同年10月30日執行の茅ヶ崎市長選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、茅ヶ崎市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定する。

主 文

申出人による本件異議申出を棄却する。

第1 異議申出の趣旨

本件選挙における選挙の効力及び当選の効力を無効とするとの決定を求め、本件異議申出を行ったものである。

第2 異議申出の理由の要旨

次の事実があったことから、本件選挙における選挙の効力及び当選の効力は無効とされるべきである。

- 申出人が茅ヶ崎市役所記者室を本件選挙に関連した記者会見の場として使用しようとしたところ、茅ヶ崎市長が不許可の決定をした。機会の平等が与えられない状況下での選挙は公正に行われたといえず、本件選挙における選挙の効力は無効である。
- 本件選挙の選挙運動期間中、他候補者確認団体の政治活動用自動車が、法的に禁止されている候補者名の連呼行為を行っていたにもかかわらず、当委員会は、このような違法な選挙運動を容認したので、本件選挙における選挙の効力は無効である。
- 本件選挙の他候補者は、「ちがさきこども選挙実行委員会」が主催する子供が選ぶ市長選挙を行うということにして、選挙運動期間前に街宣自動車子供を使って事前運動を行っていた。当委員会は、このような違法な選挙運動を容認したので、本件選挙における選挙の効力は無効である。
- 申出人は、広告代理店を通じ東京新聞に選挙運動のための新聞広告の掲載をしようとしたところ、拒否された。当委員会発行の選挙広告証明書は、候補者の言論を封殺するために使われ、また、このような言論封殺が起こらないよ

うに新聞社に協力を求める義務がある総務大臣及び当委員会はそれを怠り、放置した。候補者の言論が有権者に届かないような選挙は公正と言えず、本件選挙における選挙の効力は無効である。

5 本件選挙の公営ポスター掲示場は非常にわかりにくい場所が多く、本件選挙が実施されることを全く知らない有権者及びポスターを全く見たことがない有権者が多数いた。このような状況の下、行われた本件選挙は公正に行われたとは言い難く、本件選挙における選挙の効力は無効である。

6 当委員会は、選挙人名簿閲覧制度によって入手した名簿を基に宛名を作成し選挙葉書を発送することができることを有権者に周知徹底していなかった。そのため選挙人名簿閲覧によって選挙葉書を発送した申出人が違法行為を行っているような噂話が蔓延し、その対応に追われた。よって、当委員会は合法的な選挙活動と違法な選挙活動のきちんとした区別を有権者に周知徹底しなかったのだから、本件選挙における選挙の効力は無効である。

7 本件選挙における選挙公報で各候補に割り当てられたスペースが非常に狭く、また、今時カラー印刷ではなく白黒印刷であった。小さな字の見えづらい高齢有権者が激増しており、このような選挙公報は、選挙公報本来の目的を無視した形骸化したものであって、公正な選挙を行うのに不適切であり、本件選挙における選挙の効力は無効である。

8 茅ヶ崎郵便局は、法的根拠なく、選挙葉書の取り扱いを申出人に不利に扱おうとしたので、本件選挙における選挙の効力は無効である。

9 他候補者は、市内の政党掲示板だけに国務大臣と並んで写っているポスターを2022年7月頃より掲示していた。これは法律で禁止されている事前運動を行っていたことになるので、本件選挙における当選の効力は無効である。

第3 本件異議申出の要件

当委員会は、申出人が本件選挙の候補者であり、本件異議申出が形式的要件を備えた適法なもの認め、申出人より追加で提出された証拠物を含めこれを受理し、口頭意見陳述などを経て、慎重に審理した。

第4 法令等の定め

1 選挙の効力に関する争訟において、選挙無効の原因となり得べき違法事由は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反することがあり」、かつ「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」に限られるとしている。

「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反す

ること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反のごときは、これに当たるものではない」と判示されている（昭和61年2月18日最高裁判所判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実には生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合」と判示されている（昭和29年9月24日最高裁判所判決）。

2 当選の効力に関する争訟において、「（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手續の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」と判示されている（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）。

第5 当委員会の判断

1 第2、1について

申出人は、茅ヶ崎市役所記者室の使用を拒否されたことについて機会の平等が与えられない状況下での選挙だと指摘し、同選挙が公正に行われたとはいえないと主張する。

しかし、記者室使用に関する許可の判断は茅ヶ崎市によるものであり、当委員会は茅ヶ崎市に対して、記者室使用の可否について監督すべき何らの権原を有していない。

よって、当委員会が選挙の管理執行手續に関する規定に違反したということはできず、選挙法の基本理念である選挙の自由公正の原則が著しく阻害されたということもできない。したがって、公選法第205条1項所定の「選挙の規定に違反すること」には該当しない。

2 第2、2について

申出人は、他候補者確認団体が政治活動用自動車を使用して告示日以降行っていた連呼行為（以下、単に「連呼行為」と言う。）を違法な選挙活動だと指摘した上で、当委員会が連呼行為を容認していたために本件選挙の選挙の効力は無効だと主張する。

連呼行為は事実であれば公選法第201条の13に違反する可能性のある行為である。しかし、仮に連呼行為が行われていたとしても当委員会は連呼行為の適法性について審査判断をすべき権

原も義務も有さず、違反行為だとしてもこれを取締まるべき地位にもなかったといえる。

すると、当委員会が連呼行為について何らの対処をしなかったとしても、選挙の管理執行手続に関する規定に違反したと言うことはできず、選挙法の基本理念である自由公正の原則が著しく阻害されたということもできない。したがって、公選法第205条1項所定の「選挙の規定に違反すること」には該当しない。

3 第2、3について

申出人は、他候補者が「ちがさきこども選挙実行委員会」を行い、選挙運動期間前に街宣自動車でこどもを使って事前運動（以下、単に「事前運動」という。）を行っていたと指摘し、当委員会が事前活動を容認していたため、本件選挙の選挙の効力が無効だと主張する。

事前運動は事実であれば公選法第129条に違反する可能性のある行為である。しかし、仮に事前運動が行われていたとしても当委員会は事前運動の適法性について審査判断をすべき権原も義務も有さず、違反行為だとしてもこれを取締まるべき地位にもなかったといえる。

すると、当委員会が事前運動について何らの対処をしなかったとしても、選挙の管理執行手続に関する規定に違反したと言うことはできず、選挙法の基本理念である自由公正の原則が著しく阻害されたということもできない。したがって、公選法第205条1項所定の「選挙の規定に違反すること」には該当しない。

4 第2、4について

申出人は、当委員会の発行した新聞広告掲載証明書が候補者の言論を封殺するために使われたという前提のもと、当委員会がこのような言論封殺が起こらないように新聞社に協力を求める義務を怠ったため、本件選挙の選挙の効力は無効だと主張する。

新聞を利用して行うことのできる選挙運動は公選法第149条に規定されているが、候補者から選挙に関する広告掲載の申込を受けた新聞社に対してその申込を承諾すべき義務を負わせたものではなく、当委員会は新聞社に対してその掲載を強制すべき立場にないので、仮に広告拒否の事実があり、これを当委員会が何らの対処をしなかったとしても、選挙の管理執行手続に関する規定に違反したと言うことはできず、選挙法の基本理念である自由公正の原則が著しく阻害されたということもできない。

したがって、公選法第205条1項所定の「選挙の規定に違反すること」には該当しない。

5 第2、5について

申出人は、本件選挙の公営ポスター掲示場が非常にわかりにくい場所にあったため、ポスターを全く見たことがない有権者が多数おり、公正に選挙が行われたとは言い難く無効であると主張する。

しかし、本件選挙のポスター掲示場は、公選法第144条の2第8項や同法施行令第111条、茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の規定どおりに設置しており、選挙の管理執行手続に関する規定に違反していない。

したがって、法205条1項所定の「選挙の規定に違反すること」には該当しない。

6 第2、6について

申出人は、当委員会が合法的な選挙活動と違法な選挙活動のきちんとした区別を有権者に周知徹底する義務を怠ったため、本件選挙の選挙の効力は無効だと主張する。

しかし、本件選挙人名簿抄本閲覧制度について、当委員会は公選法第28条の4第7項及び公選法施行規則第3条の4の規定により閲覧状況の公表を行い、閲覧制度の透明性を高めている。また、公選法第6条の規定により選挙に関する啓発周知等の責務を課されてはいるが、同規定はいわゆる訓示規定であって効力規定でないとされており、選挙の管理執行手続に関する規定に違反したと言うことはできず、選挙法の基本理念である自由公正の原則が著しく阻害されたということもできない。

したがって、法205条1項所定の「選挙の規定に違反すること」には該当しない。

7 第2、7について

申出人は、本件選挙における選挙公報が本来の目的を無視した形骸化しもので公正な選挙を行うのに不適切であるため本件選挙の選挙の効力は無効であると主張する。

しかし、本件選挙における選挙公報は、公選法第172条の2の規定、茅ヶ崎市選挙公報の発行に関する条例、茅ヶ崎市選挙公報の発行に関する規程どおりに作成しており、選挙無効の原因となり得べき違法事由に該当しないので、申出人の主張には理由がない。

8 第2、8について

申出人は、茅ヶ崎郵便局が法的根拠なく選挙葉書の取り扱いを

申出人に不利に扱おうとした前提のもと、当委員会がこのような不利な取り扱いをされないよう郵便局に協力を求める義務を怠ったため、本件選挙の選挙の効力は無効であると主張する。

選挙運動のために頒布することのできる「選挙運動用通常葉書」は公選法第142条及び公職選挙郵便規則に規定されているが、当委員会は郵便局に対してその発送を強制すべき立場にないので、仮に発送拒否の事実があり、これを当委員会が何らの対処をしなかったとしても、選挙の管理執行手続に関する規定に違反したと言うことはできず、選挙法の基本理念である自由公正の原則が著しく阻害されたということもできない。

したがって、公選法第205条1項所定の「選挙の規定に違反すること」には該当しない。

9 第2、9について

申出人は、他候補者が使用していた政治活動用ポスターを選挙の事前運動を行っていたと指摘し、当委員会が事前活動を容認していたため、本件選挙の当選の効力が無効だと主張する。

事前運動は事実であれば公選法第129条に違反する可能性のある行為である。しかし、当該政治活動用ポスターは公選法第143条第16項で規定されている政治活動用ポスターであると認められ、選挙の事前運動を行っていたとは当委員会では認められない。また、当選人の決定手続き自体の違法性、各候補者の有効得票数の算定の違法性、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法性はなし。したがって、公選法第206条第1項所定の「当該無効となるべき違法事由」には該当しない。

以上のとおり、申出人の主張はいずれも理由がないことから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は公選法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。